

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年5月15日（令和7年（行情）諮問第562号）

答申日：令和7年9月26日（令和7年度（行情）答申第392号）

事件名：行政文書ファイル「平成17年度決定3」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政文書ファイル（平成17年度決定3）に綴られた文書の全て」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書23」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け防官文第7346号及び令和7年2月7日付け同第2472号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

（1）原処分1について

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張。別紙1（略））である。

本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

（2）原処分2について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報審査会の審議において意見を申立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年4月15日付け防官文第7346号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年2月7日付け同第2472号により、本件対象文書のうち、文書2から文書23までについて、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合して諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。（注：別表の番号53の「不開示とした理由欄」における「原因」は「現員」の明白な誤記と認める。）

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項に当たらない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年9月18日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対

象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「平成17年度決定3」につづられた文書の全ての開示を求めるものであったから、開示請求受付時点（平成31年2月14日）に当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1、4、7、10、13、16、19、22、25、28、31、35、38、41、44、47、50、54、58、62、66及び70の不開示部分について

ア 当該部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号及び印影等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2、5、8、11、14、17、20、23、26、29、32、36、39、42、45、48、51、55、59、63、67及び71の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛庁における担当者の内線番号が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3、6、9、12、15、18、21、24、27、30、33、37、40、43、46、49、52、56、60、64、68及び72の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛庁において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに印影等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号34の不開示部分について

ア 当該部分には、特別警備隊の運用要領の固有の呼称が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、その呼称が明らかとなり、ひいてはその内容に当たる特別警備隊の運用要領、能力及び練度を推察する直接の手がかりを与えることになることから、我が国の安全を害しようとする者が対抗手段を講じることを容易ならしめ、同隊の効果的な任務遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号53の不開示部分について

ア 当該部分には、総員在隊時と一部不在時の2場面における特別警備隊員による防火隊の編成、定員等に関する情報が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、特別警備隊の内部編成が明らかとなり、編成表中で既に開示されている情報や国会等で既に公にされている情報等と照合することによって、特別警備隊の実働隊員数等、その態勢・能力が推察され、我が国の安全を害しようとする者が対抗手段を講じることを容易ならしめ、同隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号57の不開示部分について

ア 当該部分には、ゴラン高原国際平和協力業務を実施するに当たっての武器の使用に関する要領として、武器の使用の基本的な考え方、手順及び手続等に関する具体的な内容が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、PKOの任務遂行に支障を生じさせるおそれがあると同時に、国内における自衛隊の武器使用に関する対応要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の番号61の不開示部分について

ア 当該部分には、特定事態対処における特別警備隊の具体的な行動、運用及び訓練に関する情報が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表の番号65の不開示部分について

ア 当該部分には、特定事態対処における特別警備隊の訓練等に関する

情報が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、特別警備隊の練度、能力及び実施するオペレーションが推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表の番号69の不開示部分について

ア 当該部分には、特別警備隊の隊員の身分証明書の返納について、返納された旧身分証明書1件に対して1行という記載方式を用いて、階級、氏名、旧身分証明書番号、返納理由及び発生年月日に関する具体的な内容が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、特別警備隊に所属する准尉以下の隊員の現員数に関する情報が明らかとなり、特別警備隊の規模及び態勢が推察され得るものと認められ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

- 文書1 行政文書不開示決定通知書（平成15年9月24日防官文第7841号、第7843号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく諮問について（答申）（府情審第384号。平成17年2月15日）」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく諮問について（答申）（府情審第386号。平成17年2月15日）」のみ。）
- 文書2 行政文書開示決定通知書（防官文第8430号。平成15年10月16日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書3 行政文書開示決定通知書（防官文第7224号。平成15年8月27日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書4 行政文書開示決定通知書（防官文第7221号。平成15年8月27日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書5 行政文書開示決定通知書（防官文第7225号。平成15年8月27日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書6 行政文書開示決定通知書（防官文第1835号。平成16年3月4日）による不開示決定に係る異議申立てについて
- 文書7 行政文書開示決定通知書（防官文第7222号。平成15年8月27日）による不開示決定に係る異議申立てについて
- 文書8 行政文書開示決定通知書（防官文第8679号。平成15年10月27日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書9 行政文書開示決定通知書（防官文第2224号。平成16年3月15日及び防官文第3887号。平成16年4月14日）による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書10 行政文書開示決定通知書（防官文第9979号。平成16年12月13日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書11 行政文書開示決定通知書（防官文第6351号。平成16年7月16日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書12 行政文書開示決定通知書（防官文第2216号。平成16年3月15日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書13 行政文書開示決定通知書（防官文第8190号。平成15年10月6日）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書14 行政文書不開示決定通知書（防官文第8189号。平成15年10月6日）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書15 行政文書不開示決定通知書（防官文第8191号。平成15年10月6日）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

- 文書16 行政文書開示決定通知書（防防調第3540号。平成14年4月18日）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書17 行政文書開示決定通知書（防防調第6671号。平成14年8月2日）による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書18 行政文書開示決定通知書（防官文第3886号。平成16年4月14日）による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書19 行政文書開示決定通知書（防官文第9285号。平成15年11月25日）による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書20 行政文書開示決定通知書（防官文第7110号。平成16年8月13日）による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書21 行政文書開示決定通知書（防官文第2223号。平成16年3月15日）による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書22 行政文書開示決定通知書（防官文第2215号。平成16年3月15日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書23 行政文書不開示決定通知書（防官文第7841号。平成15年9月24日及び第7843号。平成15年9月24日）による不開示決定処分に係る異議申立てについて（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく諮問について（答申）（府情審第384号。平成17年2月15日）」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく諮問について（答申）（府情審第386号。平成17年2月15日）」を除く。）

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書2	1枚目、2枚目、15枚目、18枚目及び21枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2		9枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3		9枚目及び10枚目のそれぞれ一部（9枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書3	1枚目、2枚目、10枚目、13枚目及び18枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5		9枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時ある

			いは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
6		9枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
7	文書4	1枚目、2枚目、9枚目、12枚目及び16枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8		8枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
9		8枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とし

			た。
1 0	文書 5	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 3 枚目及び1 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 1		9 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 2		9 枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3		文書 6	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 3 枚目及び1 9 枚目のそれぞれ一部
1 4	9 枚目の内線番号		国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に

			支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
15		9枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
16	文書7	1枚目、2枚目、11枚目、14枚目及び20枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
17		10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
18		10枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
19	文書8	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個

		目、10枚目、13枚目及び18枚目のそれぞれ一部	人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
20		9枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
21		9枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
22	文書9	1枚目、2枚目、13枚目、14枚目、25枚目、27枚目、30枚目、31枚目、40枚目、41枚目、43枚目及び44枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
23		23枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障

			を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
24		23枚目、24枚目及び42枚目のそれぞれ一部（23枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
25	文書10	1枚目、2枚目、12枚目、14枚目及び21枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
26		10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
27		10枚目、11枚目、13枚目及び14枚目のそれぞれ一部（10枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

28	文書11	1枚目、2枚目、23枚目、29枚目、43枚目及び44枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
29		21枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
30		21枚目、22枚目及び29枚目のそれぞれ一部（21枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
31	文書12	1枚目、2枚目、19枚目、21枚目及び35枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
32		17枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、

			法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
33		17枚目及び18枚目のそれぞれ一部（17枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
34		39枚目、40枚目及び42枚目のそれぞれ一部	特別警備隊の運用要領、能力及び練度を推察する直接の手がかりを与えることになる情報であり、これを公にすることにより、同隊の効果的な任務遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
35	文書13	1枚目、2枚目、12枚目、21枚目及び23枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
36		10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
37		10枚目から12枚目までのそれぞれ一部（1	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機

		0枚目の内線番号を除く。)	関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
38	文書14	1枚目、2枚目、12枚目、22枚目及び24枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
39		10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
40		10枚目から12枚目までのそれぞれ一部(10枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
41	文書15	1枚目、2枚目、12枚目、23枚目及び24枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

4 2		1 0 枚目の内線 番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 3		1 0 枚目から 1 3 枚目までのそ れぞれ一部（1 0 枚目の内線番 号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 4	文書16	1 枚目、2 枚 目、1 2 枚目、 2 0 枚目及び2 1 枚目のそれぞ れ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 5		1 0 枚目の内線 番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 6		1 0 枚目の一部 （内線番号を除 く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該

			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
47	文書17	1枚目、2枚目、12枚目、15枚目、21枚目及び22枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
48		10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
49		10枚目、12枚目及び13枚目のそれぞれ一部（10枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
50	文書18	1枚目、2枚目、11枚目、13枚目及び19枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
51		9枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることによ

			り、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 2		9枚目及び10枚目のそれぞれ一部（9枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 3		23枚目及び24枚目のそれぞれ一部	特別警備隊の編成、定員、原因等に関する情報であり、これを公にすることにより、特別警備隊の態勢・能力が推察され、同隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 4	文書19	1枚目、2枚目、15枚目、18枚目及び26枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5 5		13枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開

			示とした。
56		13枚目及び14枚目のそれぞれ一部（13枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
57		31枚目から35枚目まで、37枚目及び38枚目のそれぞれ一部	ゴラン高原国際平和協力業務を実施する際の武器使用の手順や考え方等、対応に関する情報であり、これを公にすることにより、PKOの任務遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、国内における自衛隊の武器使用に関する対応要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
58	文書20	1枚目、2枚目、17枚目、19枚目、35枚目、36枚目及び41枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
59		15枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
60		15枚目及び1	個人に関する情報であり、これを公

		7枚目のそれぞれ一部（15枚目の内線番号を除く。）	にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 1		43枚目から60枚目まで及び63枚目から73枚目までのそれぞれ一部	特別警備隊の行動、運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6 2	文書21	1枚目、2枚目、17枚目、19枚目及び31枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6 3		15枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 4		15枚目及び16枚目のそれぞれ一部（15枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

			れがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
65		35枚目から38枚目までのそれぞれ一部	特別警備隊の訓練等に関する情報であり、これを公にすることにより、特別警備隊の練度、能力及び実施するオペレーションが推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
66	文書22	1枚目、2枚目、13枚目、16枚目及び17枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
67		11枚目、40枚目及び42枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
68		11枚目、40枚目及び42枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
69		26枚目から31枚目までのそ	特別警備隊に所属する准尉以下の隊員の現員に関する情報であり、これを

		れぞれ一部	公にすることにより、当該部隊の規模及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
70	文書23	1枚目、2枚目、9枚目、10枚目、20枚目、22枚目、28枚目、35枚目、41枚目、51枚目、54枚目、55枚目、58枚目から61枚目まで、66枚目から69枚目まで、76枚目、77枚目、80枚目から83枚目まで、88枚目から91枚目まで、98枚目及び99枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
71		26枚目、56枚目、66枚目、78枚目、80枚目及び88枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
72		26枚目、56枚目、58枚目、66枚目、	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機

		78枚目、80枚目及び88枚目のそれぞれ一部（26枚目、56枚目、66枚目、78枚目、80枚目及び88枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	---	---